

## カトリック久居教会小教区評議会規約

### 1 評議会の運営

#### 1-1 名称

本会は名称を「カトリック久居教会小教区評議会（以下「評議会」と呼ぶ。）」とする。

#### 1-2 目的

本会は、カトリック久居教会が、カトリック普遍教会及び京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるための「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行うために設置する。

#### 1-3 主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

#### 1-4 評議員

評議会は以下の評議員によって構成する。

- (1) 信徒の代表として、選挙で選出された役員（定数4名）。
- (2) 部会・任意団体の代表者。
- (3) 滞日外国人コミュニティの代表者。
- (4) その他、必要に応じブロック担当司祭団が認めたもの。

#### 1-5 会合

- (1) 評議会の会合は、ブロック担当司祭団の招集により、原則として8月を除く毎月第一日曜日に行う。また必要に応じ、ブロック担当司祭団の判断で臨時に開催することができる。
- (2) 会合には評議員以外の信徒の参加を認め、自由に意見を述べることができる。

#### 1-6 審議事項

評議会は、小教区の運営・活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下のとおりとする。

- (1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成。
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- (3) 予算と決算の承認。
- (4) 各種部会、任意団体等の設置や改変、同活動の協力調整。

(5) 「小教区評議会規約」の変更。

(6) その他の重要事項。

### 1-7 審議決定と承認

出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出す。決定事項はブロック担当司祭団の承認を経て実行される。

## 2 評議会役員

評議会役員とは、教会運営に奉仕する信徒の代表者のことをいう。

### 2-1 役員の選出

(1) 役員の定数は4名とし、毎年2名を改選する。

(2) 役員の選出はブロック担当司祭団とともに選挙により行う。担当司祭団が信徒の意見を聞くという意味で、立候補、推薦の有無にかかわらず、信徒の投票で上位2名を選出する。

(3) 役員の任期は1月から翌年12月までの2年とし、任期が連続する再任は行わない。

(4) 役員選挙は10月に信徒に公示し、11月に投票を行い選挙結果を確定させる。

(5) 役員選挙の選挙権および被選挙権は、久居教会に所属する20歳以上の信徒が有する。

(6) 任期途中で役員が交代する場合は、後任役員の任期は前任者の残りの任期とする。

(7) 役員は、ブロック担当司祭団が任命する。

### 2-2 役員の任務

(1) 役員は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における「共同宣教司牧」のチームとなって、小教区全体の運営について調整する。

(2) 評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行う。

(3) 小教区の代表としてブロック会議に参加し、意見集約や取り纏め等を行う。

(4) 各役員の任務は、役員の協議によって決定する。

## 3 部会・任意団体の運営

### 3-1 部会の設置

(1) 評議会で決定された小教区の方針にしたがって活動する執行機関として、「教育部」、「典礼部」、「広報部」、「施設管理部」、「財務部」、「国際協力部」を設置し、信徒は原則いずれかの部会に所属して活動することとする。ただし、部会の信徒公募に関しては、信徒個々の事情に十分配慮することとする。

- (2) 「財務部」、「会計監査」、「教会事務」については、業務の性質上、メンバーは公募しないで、ブロック担当司祭団と役員が協議し、司祭団が指名する。

### 3-2 部会の代表者

- (1) 各部会は部会をまとめる代表者を選出し、評議会に派遣する。  
(2) 部会代表者は部会に所属する信徒の意見を評議会で検討するとともに、評議会で決定した項目を執行する。  
(3) 部会代表者の任期は1期2年とし、同一部会で連続する場合は2期4年までとする。

### 3-3 任意団体

- (1) 部会制度と並行して、部会とは性格が異なる任意団体を設置することがある。  
(2) 代表者は、ブロック担当司祭団の承認を得て評議会に派遣される。

## 4 久居教会総会

総会は、小教区の最高決議機関ではないが、信徒が一同に会して意見を述べ合う場として1月に開催する。また、必要に応じ臨時総会を開催する。

## 5 臨機の対応による円滑な小教区運営

本規約で規定されていない事柄が生じた場合は、ブロック担当司祭団および評議会ならびに信徒は、都度話し合いによって臨機の対応を図り、円滑な小教区運営に努めることとする。

付則 本規約の制定、改定は、京都司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年 1月 1日

付則 本規約改定の教区司教の認可 2023年 7月21日 発効 2023年 7月21日

+ *Paul Y. Stuck*

